執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定　昭和２８年４月１日
条例第３５号

（設　置）

第１条　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
市長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

（委　任）

第２条　第１条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附　則（平成６年３月１日条例第１号）

この条例は、平成６年８月１日から施行する。